

寒川町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(基準該当居宅サービスに係る登録)</p> <p>第2条 法第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費又は法第54条第1項第2号に係る<u>特例居宅支援サービス費</u>(以下「特例居宅介護サービス費等」という。)の支給は、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者(以下「居宅要介護等被保険者」という。)が、基準該当居宅サービスの事業を行う者として、この規則の規定により登録を受けた者(以下「基準該当居宅サービス事業者」という。)により行われる基準該当居宅サービスの提供を受けた場合に行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(基準該当居宅サービス事業者に対する特例居宅介護サービス費等の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 基準該当居宅サービス事業者は、その提供した基準該当居宅サービスについて、第1項の規定により当該サービスの提供を受けた居宅要介護等被保険者に代わり、特例居宅介護サービス費等の支払を町長より受ける場合は、当該サービスを提供した際に当該居宅要介護等被保険者から利用料の一部として、法第42条第3項又は法第54条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当居宅サービスに要した費用(基準該当通所介護<u>居宅サービス基準省令第106条第1項に規定する基準該当通所介護</u>(居宅サービス基準省令第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。))に要した費用については、介護保険法施行</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(基準該当居宅サービスに係る登録)</p> <p>第2条 法第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費又は法第54条第1項第2号に係る<u>特例介護予防サービス費</u>(以下「特例居宅介護サービス費等」という。)の支給は、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者(以下「居宅要介護等被保険者」という。)が、基準該当居宅サービスの事業を行う者として、この規則の規定により登録を受けた者(以下「基準該当居宅サービス事業者」という。)により行われる基準該当居宅サービスの提供を受けた場合に行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(基準該当居宅サービス事業者に対する特例居宅介護サービス費等の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 基準該当居宅サービス事業者は、その提供した基準該当居宅サービスについて、第1項の規定により当該サービスの提供を受けた居宅要介護等被保険者に代わり、特例居宅介護サービス費等の支払を町長より受ける場合は、当該サービスを提供した際に当該居宅要介護等被保険者から利用料の一部として、法第42条第3項又は法第54条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当居宅サービスに要した費用(基準該当通所介護<u>居宅サービス基準省令第106条第1項に規定する基準該当通所介護</u>(居宅サービス基準省令第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。))に要した費用については、介護保険法施行規</p>

規則（平成11年厚生省令第36号）第61条第1号又は第84条第1号に規定する日常生活に要する費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅サービスに要した費用の額とする。）から当該基準該当居宅サービス事業者に支払われる特例居宅介護サービス費等の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。

6 特例居宅介護サービス費等の額は、法第42条第3項又は法第54条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90_____に相当する額とする。

7 （略）

（基準該当居宅介護支援に係る登録）

第4条 法第47条第1項第1号に係る特例居宅介護サービス計画費又は法第59条第1項第1号に係る特例居宅支援サービス計画費（以下「特例居宅介護サービス計画費等」という。）の支給は、居宅要介護等被保険者が、基準該当居宅介護支援の事業を行う者として、この規則の規定により登録を受けた者（以下「基準該当居宅介護支援事業者」という。）により行われる基準該当居宅介護支援の提供を受けた場合に行うものとする。

2・3 （略）

（基準該当居宅サービス事業者に係る登録の申請）

～略～

第6条 （略）

2 （略）

3 訪問入浴介護に係る基準該当居宅サービス事業者の登録を受けようとする者は、第1項に規定する提出書類に加え、次に掲げる事項を記載した書類を添付

規則（平成11年厚生省令第36号）第61条第1号又は第84条第1号に規定する日常生活に要する費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅サービスに要した費用の額とする。）から当該基準該当居宅サービス事業者に支払われる特例居宅介護サービス費等の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。

6 特例居宅介護サービス費等の額は、法第42条第3項又は法第54条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90(法第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定が適用される場合にあつては100分の80、法第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定が適用される場合にあつては100分の70)に相当する額とする。

7 （略）

（基準該当居宅介護支援に係る登録）

第4条 法第47条第1項第1号に係る特例居宅介護サービス計画費又は法第59条第1項第1号に係る特例介護予防サービス計画費（以下「特例居宅介護サービス計画費等」という。）の支給は、居宅要介護等被保険者が、基準該当居宅介護支援の事業を行う者として、この規則の規定により登録を受けた者（以下「基準該当居宅介護支援事業者」という。）により行われる基準該当居宅介護支援の提供を受けた場合に行うものとする。

2・3 （略）

（基準該当居宅サービス事業者に係る登録の申請）

～略～

第6条 （略）

2 （略）

3 訪問入浴介護に係る基準該当居宅サービス事業者の登録を受けようとする者は、第1項に規定する提出書類に加え、次に掲げる事項を記載した書類を添付

して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 居宅サービス基準省令第58条により準用される 第51条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

4・5 (略)

6 福祉用具貸与に係る基準該当居宅サービス事業者の登録を受けようとする者は、第1項に規定する提出書類に加え、次に掲げる事項を記載した書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 法第7条第17項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(居宅サービス基準省令第206条の規定により準用される第203条第3項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)

～略～

(登録等)

第8条 町長は、第6条に規定する基準該当居宅サービス事業者に係る登録の申請又は第7条に規定する基準該当居宅介護支援事業者に係る登録の申請があつたときは、その内容を審査し、当該登録を受けようとする者が、基準該当居宅サービス事業者又は基準該当居宅介護支援事業者(以下「基準該当サービス事業者」という。)としての基準を満たしていると認めるときは、基準該当事業所番号の付番を受けるため、次に掲げる情報を神奈川県知事に提供するものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

～略～

して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 居宅サービス基準省令第58条により準用される同令第51条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

4・5 (略)

6 福祉用具貸与に係る基準該当居宅サービス事業者の登録を受けようとする者は、第1項に規定する提出書類に加え、次に掲げる事項を記載した書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 法第8条第12項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(居宅サービス基準省令第206条の規定により準用される第203条第3項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)

～略～

(登録等)

第8条 町長は、第6条に規定する基準該当居宅サービス事業者に係る登録の申請又は前条に規定する基準該当居宅介護支援事業者に係る登録の申請があつたときは、その内容を審査し、当該登録を受けようとする者が、基準該当居宅サービス事業者又は基準該当居宅介護支援事業者(以下「基準該当サービス事業者」という。)としての基準を満たしていると認めるときは、基準該当事業所番号の付番を受けるため、次に掲げる情報を神奈川県知事に提供するものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前に行われたこの規則による改正前の寒川町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則第3条第6項の規定による特例居宅介護サービス費等の額については、なお従前の例による。